

■ 別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第13条関係)

・宿泊客が支払うべき総額

宿泊料金： ①基本宿泊料「室料 (又は室料+宿泊に付随する飲食料)」

追加料金： ②追加飲食料 (①に含まれるものを除く、その他の利用料金)

税金： ③消費税

④宿泊税 ※大阪府では、2019年6月1日より法定外目的税として宿泊税を導入

● 宿泊料金 (※食事料金などを含まない、いわゆる素泊まりの料金)

(1人1泊)	7,000円未満	課税なし
	7,000円以上15,000円未満	課税100円
	15,000円以上20,000円未満	課税200円
	20,000円以上	課税300円

■ 別表第2 違約金 (第7条第2項関係)

契約申込人数		契約解除の通知を受けた日				
		不泊	当日	前日	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	100%	80%	50%	-
団体	15名～99名まで	100%	100%	90%	60%	-
	100名以上	100%	100%	100%	70%	70%

(注)

1. %は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分 (初日) の違約金を収受します。
3. 団体客 (15名以上) の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前 (その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日) における宿泊人数の10% (端数が出た場合には切り上げる。) にあたる人数については、違約金はいただきません。